



水洗化等改造資金貸付制度

●水洗化等改造資金貸付制度とは

トイレの水洗化や排水設備の改造費用を一時的に負担できない方に資金をお貸します。貸付は、町で指定する金融機関が行ない、元金は借主が返済し、利息は町が負担します。

●貸付金の額

貸付項目	水洗トイレと排水設備の改造		排水設備のみの改造
貸付対象の工事内容	トイレ1基と排水設備の改造	トイレ2基と排水設備の改造	排水設備の改造と浄化槽の廃止
貸付限度額	700,000円	1,100,000円	300,000円
返済期間	60ヵ月以内		
返済方法	元金均等月賦払い(貸付のあった翌月から)		
返済利息	利息は豊富町が支払います。 但し、返済が滞った場合の利息は借主の負担です。		

●貸付の条件

- 1▶ 町税及び受益者分担金を滞納していないこと。
- 2▶ 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- 3▶ 貸付を受けた資金の返済について十分な支払能力があること。
- 4▶ 確実な連帯保証人が2名あること。
- 5▶ 改造工事費が貸付限度以内のときは、その実費額以内となります。
- 6▶ トイレ1基とは大便器と小便器各1個または大小兼用便器1個をいい、1戸につき2基までです。
- 7▶ 貸付決定より60日以内に改造工事が完了すること。(止むを得ない事情がある場合を除く)
- 8▶ 供用開始後に新築した住宅等は対象になりません。

●貸付の手続き

